

# 令和5年度第12回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日(月)午前9時31分から午前10時27分

2. 開催場所 上下町民会館 2階 会議室

3. 出席委員 10人

1番	秋山 剛	2番	坂永年弘	3番	野津田はるみ
4番	田中智文	5番	小森山仁司	7番	木戸安江
8番	末宗龍司	9番	古城竹吉	10番	竹内茂樹
11番	小寺 旭				

推1番	居神友久	推2番	上岡稔弘	推3番	上門三義
推4番	濱保敬志	推5番	向田定男	推6番	横山寿人
推7番	大野 宏	推8番	平迫 豊	推9番	井上安人
推11番	神田純治	推12番	檜崎 登		

4. 欠席委員 6番 瀬尾 肇

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告事項

報告第30号 農地法第4条の規定による届出について

報告第31号 農地法第5条の規定による届出について

報告第32号 農地法第18条の規定による届出について

報告第33号 農地転用(農業用施設)の届出について

第5 その他

(1) 4月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田渕 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和5年度第12回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員は6番瀬尾委員になります。定数に達しておりますので、令和5年度第12回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

---

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、1番 秋山委員、10番 竹内委員を指名します。よろしくお願ひします。

---

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願ひします。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第47号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1から番号3及び番号5を井上委員お願ひします。

【推9番 井上委員】 3月15日に大野委員、事務局の4名で現地確認を行いました。番号1については、昨年までは譲渡人が耕作をされていましたが、高齢で耕作が困難となつたため、近くで耕作をされている譲受人に譲渡されるとのことです。譲受人は同居中の農業経験が豊富な祖父母と共に水稻耕作に取り組まれるとのことです。

続いて、番号2、番号3及び番号5については、3月15日に大野委員、行政書士、譲受人、事務局の6名で現地確認を行いました。番号3及び番号5については、遠方に居住しており耕作管理が困難なため譲渡されるとのこと、番号4については、現在休耕中の農地を譲受人の要請により譲渡されるとのことです。譲受人はこの地域一帯をブドウ農園にし、ワインを作られる計画とのことで、既にかなりの作業が進んでいるようです。特に問題はないと思われます。以上です。

【議長】 続いて、番号4を上岡委員お願ひします。

【推2番 上岡委員】 3月16日に坂永委員と現地確認を行いました。場所は、上下駅の裏側で駅から直線で約100m山側の辺りとなります。譲渡人と譲受人の関係は叔父と姪とのことです。譲渡人は遠方に居住しており農地の管理が困難であることから、姪である譲受人が以前から管理をされているようです。今回の場所と並び譲受人所有の農地も綺麗に草刈り等管理されており問題はないと思われます。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第47号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第47号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】 続いて、議案第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第48号説明）

【議長】 それでは、番号1及び番号2を横山委員お願いします。

【推6番 横山委員】3月22日に状況を確認しました。これまで同じ地域の方が耕作されていましたが、高齢となり返却されたため貸付人が誰か耕作する人はいないかと昨年相談に来られました。譲受人が市外から帰って来られ耕作をされたいとのことだったため貸付人と借受人双方の合意によりこの度申請したものになります。問題はないと思われます。

【議長】 続いて、番号3を木戸委員お願いします。

【議長】 続いて、番号4から番号11を井上委員お願いします。

【推9番 井上委員】番号4から番号9については、個人での契約だったものを法人での契約に付け替えるものになります。実質継続の案件となり耕作を続けられるとのことなので問題はないと思われます。

続いて番号 10 及び番号 11 については、貸付人が耕作管理等困難とのことで農地を利用される方を探していたところ、周辺で耕作されている借受人が快く引き受けてくれたとのことです。間題ないと思われます。

【議長】 続いて、番号12を上岡委員お願いします。

【推2番 上岡委員】3月16日に坂永委員と現地確認を行いました。貸付人は市外に居住しており、上下町に通われ耕作をされてきましたが、高齢で耕作困難になったことから、地元で大規模に農業をされている借受人が耕作をされるとのことです。今回の申請地は借受人の自宅周辺でもあるためしっかり耕作管理をされると思われますので問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。

【議長】 続いて、番号13から番号15を居神委員お願いします。

【推1番 居神委員】番号13及び番号14は、3月24日に古城委員、借受人である農園の代表者の3名で現地確認を行いました。番号13の現地は、国道432号の谷山商店から甲奴町へ向かう沿線西へ約800mに位置しています。昨年までは新規農業者が2年ほど耕作をしていた圃場ですが、その方が耕作地の集約化を図り他の場所で耕作を始めることとなったため、従前借り受けていた農園が改めてこの圃場を借り受けこととなりました。問題はないと思われます。

続いて番号 14 の現地は、三原東城線の神石高原町とほぼ隣接する境にいずれも沿線上に位置しています。いずれの圃場も従前より利用権設定を行って耕作してきたところであり、今回は契約更新となります。今後も継続して耕作をされるとのこと

で特に問題はございません。

続いて番号 15 については、古城委員と 2 名で現地確認を行いました。現地は、旧吉野小学校から北へ約 600m に位置しています。貸付人は高齢で耕作管理が困難となったことから、借受人に約 10 a の圃場の維持管理を依頼されたものです。借受人は経営拡大を考えられており、今回の申請は問題ないと思われます。以上です。

【議長】 ただ今説明のありました議案について、審議していただきますが、農業委員会等に関する法律第 31 条で「農業委員会の委員は自己等に関する事項については、その審議に参加する事が出来ない。」とあります。番号 12 から番号 14 は野津田委員に関する事案ですので、議事に参与できません。野津田委員は暫時退席をお願いします。

(野津田委員 退席)

【議長】 先程の事務局並びに担当委員の説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第 48 号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 48 号は提案どおり承認とします。

(野津田委員 入室)

【議長】 議事を再開します。

---

【議長】 続いて、議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 49 号説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を大野委員お願いします。

【推 7 番 大野委員】 3 月 15 日に井上委員、事務局、譲渡人のご家族の 5 名で現地確認を行いました。祖父より申請地を借用し農業を継ぐために居宅を建築されるとのことで、必要面積も分筆しておられますし特に問題はないと思われます。以上です。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第 49 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第49号は提案どおり許可妥当の意見とします。

---

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第30号 農地法第4条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第30号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

---

【議長】続いて、報告第31号 農地法第5条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第31号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

---

【議長】続いて、報告第32号 農地法第18条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第32号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

---

【議長】続いて、報告第33号 農地転用（農業用施設）の届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第33号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

これをもって本日の議事については終了とします。

---

【議長】 続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、  
4月25日（木）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決め  
たいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】 それでは、次回は4月25日（木）午前9時30分から、会場は上下町民会館  
2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日  
程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和6年3月25日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名  
人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人